



人事・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行:井上社労士事務所

〒184-0004 東京都小金井市4-1-38-213

TEL:090-6525-0188 FAX:042-381-3465 e-mail:sri@mi-sr.com

2

2018

トピックス 労災保険率の改定など、労災保険制度の一部改正を実施

労災保険率の改定などを含む労災保険制度の改正案について、平成29年12月、所定の手続を経て、労働政策審議会が「妥当」と答申しました。これを受けて、厚生労働省から労災保険制度の改正が決まったとのお知らせがありました。施行日は、平成30年4月1日です。改正される項目を確認しておきましょう。

平成30年4月1日施行の労災保険制度の一部改正の概要 ＜改正される項目＞

- 労災保険率の改定
- 時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金を改称し拡充)
- 家事支援従事者に係る特別加入制度の加入対象の見直し
- 介護(補償)給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定 など



【主要な項目】

- 労災保険率の改定：労災保険率については、全業種平均で0.02ポイント引き下げられ「0.45%」となります。(業種別にみると、引き上げ=3業種、据置き=31業種、引き下げ=20業種)
なお、特別加入保険料率や労務費率も改定の年にあたり、その改定が行われます。
- ☆ 労災保険率については、各業種の給付実績などを踏まえ、3年ごとに改定する仕組みになっていますが、全体的に労働災害が減っていることから、このように全業種平均で引き下げられることになりました。
労災保険料は、企業が全額負担することになっていますが、この引き下げにより、企業全体で年間約1,311億円の負担減になるとのことです。

時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金を改称し拡充)

「時間外労働等改善助成金」は、現行の職場意識改善助成金を改称し拡充するものです。次のような内容から成ります。

- 時間外労働上限設定コース(拡充)
- 勤務間インターバル導入コース(拡充)
- 職場意識改善コース(拡充)
- 団体推進(新規)



☆このうち、最も予算が配分されているのは、「時間外労働上限設定コース」です。これは、時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主を対象として、「助成対象の経費(就業規則等の作成・変更費用、労務管理用機器等の導入・更新費用など)の4分の3」を助成するものです。

助成額には上限が設けられていますが、その上限額が最大で200万円まで引き上げられるケースもあります。

労働者の募集や求人申込みの制度が変更

平成 29 年の職業安定法の改正（平成 30 年 1 月施行分）により、労働者の募集や求人申込みの制度が変更されています。具体的には、次のような変更が実施されました。



労働者の募集や求人申込みの制度が変更の概要(平成 30 年 1 月～)

▼企業が、ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う際、当初明示した労働条件が変更される場合についても、変更内容の明示を義務付け

場面	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件(詳細は次ページ)を明示することが必要
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければならない←今回の改正で新設 * 面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要

▼求職者等に明示すべき事項について、次の★の事項を追加

記載が必要な項目	記載例
業務内容	一般事務
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり(3か月) ★
就業場所	本社(●県●市●一●) 又は △支社(△県△市△一△)
就業時間/休憩時間/休日	就業時間 9:00~18:00/休憩時間 12:00~13:00/休日 土日祝日あり(月平均 20 時間外労働)
時間外労働	裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要 ★ 例) 企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなす
賃金	月給 20 万円(ただし、試用期間中は月給 19 万円) いわゆる「固定残業代」を採用する場合は、以下のような記載が必要 ★ ① 基本給××円(②の手当を除く額) ② 固定残業手当(時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として△△円を支給) ③ ●時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
募集者の氏名又は名称	〇〇株式会社 ★
(派遣労働者として雇用する場合)	雇用形態: 派遣労働者 ★

☆このような変更が行われていますので、人材募集の際にはくれぐれもご注意ください。

平成 30 年度税制改正大綱を決定 所得税改革は高所得者を増税へ

自由民主党と公明党の両党は、平成 29 年 12 月中旬、「平成 30 年度税制改正大綱」を決定しました。主要な項目は次のとおりです。

平成 30 年度税制改正大綱の概要

<個人所得税関係>

●給与所得控除、公的年金等控除を一律 10 万円引き下げ、基礎控除を 10 万円引き上げ

[平成 32 (2020) 年分の所得税から適用]

●給与所得控除の上限を年収 850 万円超で 195 万円に引き下げ

[平成 32 年分の所得税から適用]

<法人税関係>

●賃上げ・投資を行った企業を対象に法人税減税（所得拡大促進税制を改組し、賃上げ・投資を行った企業を対象に、賃上げ額について税額控除ができる制度とする）

[平成 30 年度～32 年度の間に行ったものが対象]

<その他>

●国際観光旅客税（出国税）を創設 [平成 31 年 1 月～]

●たばこ税を段階的に引き上げ [平成 30 年 10 月～]

●中小企業の事業承継税制を抜本拡充 [平成 30 年 4 月～]

また、電子化関係では、年末調整の電子化 [平成 32 年 10 月～]、大企業の法人税などの電子申告の義務化 [平成 32 年度～] などが盛り込まれています。

<焦点だった所得税改革は・・・>

- ・全納税者に適用する基礎控除を現在の 38 万円から 10 万円増やし、その一方で、会社員向けの給与所得控除を一律 10 万円減額し、控除額の上限も 220 万円から 195 万円に引き下げる。
- ・その結果、年収 850 万円を超える会社員は増税となるが、22 歳以下の子どもや介護が必要な家族がいる会社員は増税の対象外とする。といったところで決着しました。

☆ 今後、この大綱に沿って、税制の改正法案が作成され、国会での審議を経て、改正が実現していくこととなります。

ここで紹介した個人所得税関係の改正は、平成 32 年分の所得税から実施される予定ですが、その前年の平成 31 年 10 月からは消費税の増税（8%→10%）も予定されています。給与所得者などにとっては、厳しい増税が続くことになります。

企業としては、法人税の優遇措置などの趣旨を汲み取って、社員の給与を引き上げる努力をしていく必要があります。



平成 30 年通常国会は、働き方改革国会(安倍総理が年頭記者会見で命名)

平成 30 年 1 月 4 日、安倍内閣総理大臣が年頭記者会見を行いました。

その際、「今月召集する通常国会は、働き方改革国会」と述べ、働き方改革の実行に意欲を見せました。会見の内容を紹介します。

年頭記者会見などの主要コメント

<安倍内閣総理大臣の年頭記者会見（平成 30 年 1 月 4 日）>

●本年、働き方改革に挑戦いたします。正規、非正規、雇用形態にかかわらず、昇給や研修、福利厚生など、不合理な待遇差を是正することで、多様な働き方を自由に選択できるようにします。長時間労働の上限規制を導入し、長時間労働の慣行を断ち切ります。ワーク・ライフ・バランスを確保し、誰もが働きやすい環境を整えてまいります。70 年に及ぶ労働基準法の歴史において、正に歴史的な大改革に挑戦する。今月召集する通常国会は、「働き方改革国会」であります。

●子育て、介護など、それぞれの事情に応じた多様な働き方を可能とすることで、一億総活躍の社会を実現してまいります。

☆ なお、加藤厚生労働大臣も、新年の初会見で次のようにコメントしています。

<加藤厚生労働大臣の新年の初会見（平成 30 年 1 月 5 日）>

●次の国会は「働き方改革国会」と総理が仰っておられましたけれども、安倍内閣の最重要課題の一つである「働き方改革」につきまして、今月召集される通常国会に法案を提出するとともに、「長時間労働の是正」や「同一労働同一賃金」をはじめとする改革の実現に向けて取り組んでいきたいと思ひます。また、人づくり革命や生産性革命を着実に実行し、誰もがそれぞれの状況に応じながら生きがいを感じ、能力を發揮できる一億総活躍社会の実現に取り組んでいきたいと思ひます。

☆ また、働き方改革関連法案の施行日を平成 31（2019）年 4 月から 1 年ほど延期する検討に入ったという報道があった件について質疑があり、次のようにコメントしています。

●昨年 9 月に労働政策審議会の答申を得た法律案要綱においては、労働基準法の改正などの主な施行期日について、平成 31 年 4 月 1 日とされているところであります。現在、労働政策審議会の答申を踏まえつつ、この法案を次の通常国会に提出すべく準備を進めているところでありますので、現時点で法案の具体的な中身について申し上げる段階ではないと思ひております。ただ、長時間労働を是正して働く方の健康を守り、ワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、働き方改革実行計画を踏まえた時間外労働の上限規制などの改正法案を早期に成立をさせていくことは不可欠だと認識しております。

☆ 施行日については、今後の審議次第といったところですね。

平成 30 年の通常国会で、働き方改革関連法案がスムーズに成立するのにか？

いわゆる高度プロフェッショナル制度をめぐる野党の抵抗があるのにか？

動向に注目です。



2/1	● 贈与税の申告と納付の開始（～3/15）
2/13	● 一括有期事業開始届の提出（建設業）主な対象事業：概算保険料 160 万円未満で、かつ 請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ● 1 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/16	● 所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告受付開始（～3/15）
2/28	● 1 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● じん肺健康診断実施状況報告書の提出 ● 固定資産税（都市計画税）第 4 期分の納付（市町村の指定日まで） ● 2017 年 12 月決算法人の確定申告と納税・2018 年 6 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

◆あとかき◆ 日本は世界第 3 位の経済大国であるのに、日本人の幸福度ランキングは、世界第 53 位。このギャップはどこから来ているのか。日本社会独特の「自由度の低さ」を指摘する意見もある。自由がないために、幸福度を感じない。その典型が働き方ではないだろうか。その意味で安倍内閣の働き方改革は、評価に値すると思ひます。今一度立ち止まって、ひとり一人の人生を考えてみるのもよいのではないか。